

2011.11.18

文書番号	熱建建第	号	目次番号	
決裁区分				区分
取受	平成 · ·	保存年限	1 5 10 永	至急
起案	平成 23 · 12 · 14	類目	·	公印承認欄
決裁	平成 · ·		·	秘密
施行	平成 · ·	付記	·	重要
完結	平成 · ·		·	
主 管	建設部	先方の文書		
	建設課	· ·	付	第 号
合 議		起案者		
あて先	発信 者名			
標題	伊豆山赤井谷における土の採取等事業について			
〔照会 回答 通知 依頼 報告 復命 締結 申請 制定 指令 決定 (協議)〕				
標題の件については、旧土地所有者兼事業届出者（現場責任者）である				
に対し再三の口頭・文書による指導をしておりますが、現状長期間放置されておりました。				
平成23年2月に 氏に所有権が移転後、現所有者とも何度か立会いを行い、協議をした 結果について確認をしておくもの。				
現状書類上の経過				

当初届出	平成19年 3月 9日	工期 12ヶ月
変更届一回目	平成21年 12月 10日	工期、面積、工法、現場責任者の変更
変更届二回目	平成22年 3月 23日	工期の変更
変更届三回目	平成23年 7月 12日	工期、計画、現場責任者の変更
土採取所業における届出者		
〃 現場責任者		
土地所有者		
工期	平成23年 8月 15日	
<p>上記の届出以降、[REDACTED]としての行為・届出はなし。現所有者である[REDACTED]氏、[REDACTED]氏の代理人である[REDACTED]氏、[REDACTED]氏、[REDACTED]関係者[REDACTED]氏と協議を重ね一時現場も動いたが、現在は止まっている状況である。直近では11月18日に別紙確認書を作成したが、所有者代理人の[REDACTED]氏より[REDACTED]氏が現場からはずれ、所有者の関係会社である[REDACTED]で施工することを伝えられた。</p>		
<p>12月13日(火)産廃の関係で東部健康福祉センターと[REDACTED]の打合せがあるとのことで出席するも、来庁したのは[REDACTED]氏のみであり、具体的な話はできず。</p>		
<p>東部健康福祉センターより、所有者が産廃のことについて、どのように考えているか知りたいとのこと。[REDACTED]氏に連絡をとり14日(水)に約束をする。</p>		
<p>12月14日(水)[REDACTED]氏によると所有者としてできることは行うという。ただし、[REDACTED]の責任の所在を明らかにしておくこと。所有者の都合ではなく、県や市からの所有者に対する指示として対応してほしいという。</p>		
<p>土採取事業においては、届出者、現場責任者の変更として[REDACTED]から変更届を提出してもらうことが望ましいが、これでは[REDACTED]の名前が消えてしまい、所有者の意図するところになくなってしまう。</p>		
<p>一つの方法として、所有者が自己敷地において防災措置を行うことで事業とは関係ないものとして申請・届出を行わないことも考えられるが、[REDACTED]に対しては、なんらかの処分をしていかなければならない。</p>		
<p>東部健康福祉センター及び市でどのような対応をしていくか検討し、[REDACTED]氏を含め再度協議を行うこととなった。</p>		

(参考)

平成23年11月18日

伊豆山赤井谷における  
土採取事業関係各位

建設課長

確 認 書

平成19年3月9日付けで届出のあった、熱海市伊豆山字赤井谷地内における土の採取事業については、今後下記のとおり関係者により、事業を行うものとする。

記

- 1 市による事業      ○市道七尾本宮線への横断側溝設置（工事出入口上）  
                      ○事業地入口へのバリケード設置（工事出入口付近） ラ・ト・道場
- 2 届出者及び土地所有者  
による事業
- 事業地北側法面（市道七尾本宮線）の下に大型土壟を設置し、  
法面整地を実施
  - 排水工（北側）をW=1.0mからW=1.5~2.0mに変更
  - 沈砂地の土砂の除去及び沈砂地の拡大
  - 事業箇所全体の整備、緑化（種子及び植栽）
  - 土採取条例に基づく書面の提出
- 3 事業工期            平成24年1月末

現地確認日 平成23年11月18日 12:00~

施一

市一

さんやい窓口

であるため、所有者である [ ] と今後の対応について話をしたいと思っているので、 [ ] 及び [ ] に話をしておいて欲しいと [ ] へ依頼した。

11月18日 現地立会 [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ]  
[ ] 沈砂地が潰れてしまっている現状。新たなものを作る予定。大きさは倍くらいのもの。 [ ] からは市が許可を出す形で行うよう言われている。 ([ ] はすぐに現場を離れた)

本宮線との境にも盛土を行い、現場に水が流れないようにしたい。  
最終的には1月末までに全体の整地を行い、春先に緑化したい。

[ ] 市としてできることは、(費用的なことも含め)

市 道路に関わることであれば出来ると思う。横断側溝を入れることは出来る。

[ ] 人口をふさぎたいと考える、水道温泉課に相談してあるが。

市 出来ると思う。この協議を文面にしておくので夕方とりにきてほしい。

関係者 了解した。

夕方 [ ] 来庁

別紙確認書を作成今後の作業について確認した。

12月 1日 [ ] 来庁

[ ] 今までの経緯から [ ] の技術的な問題があると判断し、 [ ] からも独自に動くよう指示された。

事業者(届出者)が [ ] に変更になった場合の提出書類について  
土採取条例によるところであるが、どの条項を使うべきか判断がむずかしいところであるため、県土地対策課 ([ ]) へ相談。

[ ] 一度、市の職権において事業の廃止をしたらどうか?現届出者と縁を切りたいと思う。その後 [ ] に新たな事業として届出をしてもらってはどうか・・・ただし、これが正しいかは正直わからない。

承継の届出もあると思うが、相手が相手なだけにその書類だけでよいかが難しいところだと思う。([ ] の承諾等をもらうこと等)

風致条例とも足並みを揃えたほうが良いのでは・・・

まちづくり課 [ ] へ報告

[ ] 風致条例においては承継の届出だけで良いという認識。

事業の廃止となると相手に対し不利益処分となるため、それなりの手続きが必要になる。(たしかに風致条例からは承継の書類のみでよいと読める。

以上のこと [ ] に報告